東京都公安委員会告示第2212号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項により弁明の機会を付与するので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年11月19日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和8年12月19日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

齋藤　陽太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-102-260928-203621）
草野　喜一郎	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-106-260912-204906）
株式会社　森興業	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-109-261016-424751）
西村　凌	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-215-261031-202203）
総業ジャパン　株式会社	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-217-261031-409299）
高橋　央	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-217-261102-202921）
細野　倖生	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-261016-211965）
柴田　頼我	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-670-260822-202442）
有限会社　夏目ビル管理	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-779-261016-202266）
柿本　涼太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-878-261022-436165）